

【「後遺障害等級表」改定のご案内と適用について】

1. 「後遺障害等級表」改定のご案内

【改定経緯】

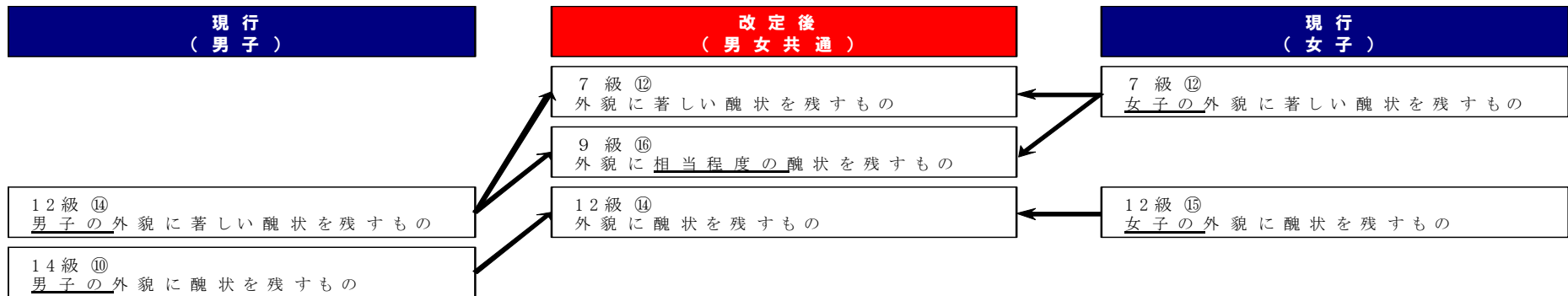
京都地裁の平成 22 年 5 月 27 日判決（政府労災の「障害等級」において、外貌の著しい障害に関する男女の障害等級に 5 等級の差を設けることが違憲であるとの判例）を受け、政府労災が改定され、それに準拠する自賠責保険についても「障害等級」が改定されました。本改定に伴い、自賠責保険の規定に準拠する任意自動車保険においても同様に「後遺障害等級表」の改定を行うこととなりました。

【特徴】

●後遺障害等級表の改定

普通保険約款および特約 別表 後遺障害等級表について、政府労災およびそれに準拠する自賠責保険と同様の改定を行います。

<改定イメージ>



2. 「後遺障害等級表」の適用について

(1) 「平成 23 年 11 月以降保険始期契約」の場合

「DAY-Go!ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」(P99～104)、「DAP ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」(P95～100、112～117)、「DPD ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」(P59～63) に掲載されている「後遺障害等級表」を裏面の後遺障害等級表 新旧比較表の「平成 23 年 11 月以降保険始期契約用」に読み替えて適用します。

(2) 「平成 23 年 10 月以前保険始期契約」の場合

読み替え適用は行いません。上記 (1) のご契約のしおりに掲載されている「後遺障害等級表」が適用されます。

ただし、有利改定となる男子の外貌の醜状傷害については、判決確定日（平成 22 年 6 月 10 日）以降に発生した事故に対して「平成 23 年 11 月以降保険始期契約用」の後遺障害等級表を適用します。なお、女子の場合は不利益改定となるため、自賠責保険の運用と同様、当該等級表の遡及適用は行いません。

後遺障害等級表 新旧比較表

大同火災海上保険株式会社

平成23年10月以前保険始期契約用	平成23年11月以降保険始期契約用																																				
<p>1. 介護を要する後遺障害 【省略】</p> <p>2. 1. 以外の後遺障害</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">等 級</th> <th style="width: 90%;">後 遺 障 害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">【省略】</td> </tr> <tr> <td>第7級</td> <td>(1)～(11) 【省略】 (12) <u>女子の外^{ぼう}貌</u>に著しい醜状を残すもの (13) 【省略】</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">【省略】</td> </tr> <tr> <td>第9級</td> <td>(1)～(15) 【省略】 (16) <u>生殖器</u>に著しい障害を残すもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">【省略】</td> </tr> <tr> <td>第12級</td> <td>(1)～(13) 【省略】 (14) <u>男子の外^{ぼう}貌</u>に著しい醜状を残すもの (15) <u>女子の外^{ぼう}貌</u>に醜状を残すもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">【省略】</td> </tr> <tr> <td>第14級</td> <td>(1)～(9) 【省略】 (10) <u>男子の外^{ぼう}貌</u>に醜状を残すもの</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">【以下省略】</p>	等 級	後 遺 障 害		【省略】	第7級	(1)～(11) 【省略】 (12) <u>女子の外^{ぼう}貌</u> に著しい醜状を残すもの (13) 【省略】		【省略】	第9級	(1)～(15) 【省略】 (16) <u>生殖器</u> に著しい障害を残すもの		【省略】	第12級	(1)～(13) 【省略】 (14) <u>男子の外^{ぼう}貌</u> に著しい醜状を残すもの (15) <u>女子の外^{ぼう}貌</u> に醜状を残すもの		【省略】	第14級	(1)～(9) 【省略】 (10) <u>男子の外^{ぼう}貌</u> に醜状を残すもの	<p>1. 介護を要する後遺障害 【省略】</p> <p>2. 1. 以外の後遺障害</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">等 級</th> <th style="width: 90%;">後 遺 障 害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">【省略】</td> </tr> <tr> <td>第7級</td> <td>(1)～(11) 【省略】 (12) <u>外^{ぼう}貌</u>に著しい醜状を残すもの (13) 【省略】</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">【省略】</td> </tr> <tr> <td>第9級</td> <td>(1)～(15) 【省略】 (16) <u>外^{ぼう}貌</u>に相当程度の醜状を残すもの (17) <u>生殖器</u>に著しい障害を残すもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">【省略】</td> </tr> <tr> <td>第12級</td> <td>(1)～(13) 【省略】 (14) <u>外^{ぼう}貌</u>に醜状を残すもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">【省略】</td> </tr> <tr> <td>第14級</td> <td>(1)～(9) 【省略】</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">【以下省略】</p>	等 級	後 遺 障 害		【省略】	第7級	(1)～(11) 【省略】 (12) <u>外^{ぼう}貌</u> に著しい醜状を残すもの (13) 【省略】		【省略】	第9級	(1)～(15) 【省略】 (16) <u>外^{ぼう}貌</u> に相当程度の醜状を残すもの (17) <u>生殖器</u> に著しい障害を残すもの		【省略】	第12級	(1)～(13) 【省略】 (14) <u>外^{ぼう}貌</u> に醜状を残すもの		【省略】	第14級	(1)～(9) 【省略】
等 級	後 遺 障 害																																				
	【省略】																																				
第7級	(1)～(11) 【省略】 (12) <u>女子の外^{ぼう}貌</u> に著しい醜状を残すもの (13) 【省略】																																				
	【省略】																																				
第9級	(1)～(15) 【省略】 (16) <u>生殖器</u> に著しい障害を残すもの																																				
	【省略】																																				
第12級	(1)～(13) 【省略】 (14) <u>男子の外^{ぼう}貌</u> に著しい醜状を残すもの (15) <u>女子の外^{ぼう}貌</u> に醜状を残すもの																																				
	【省略】																																				
第14級	(1)～(9) 【省略】 (10) <u>男子の外^{ぼう}貌</u> に醜状を残すもの																																				
等 級	後 遺 障 害																																				
	【省略】																																				
第7級	(1)～(11) 【省略】 (12) <u>外^{ぼう}貌</u> に著しい醜状を残すもの (13) 【省略】																																				
	【省略】																																				
第9級	(1)～(15) 【省略】 (16) <u>外^{ぼう}貌</u> に相当程度の醜状を残すもの (17) <u>生殖器</u> に著しい障害を残すもの																																				
	【省略】																																				
第12級	(1)～(13) 【省略】 (14) <u>外^{ぼう}貌</u> に醜状を残すもの																																				
	【省略】																																				
第14級	(1)～(9) 【省略】																																				